計画期間

平成28年度~平成37年度

苫小牧市酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成28年 6月

北海道苫小牧市

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- Ⅱ 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- Ⅲ 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
 - 1 酪農経営
 - 2 肉用牛経営
- IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置
 - 1 乳牛(乳肉複合経営を含む)
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給率の向上に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
 - 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
 - 2 その他必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1. 酪農及び肉用牛生産の役割と責任、展開方向

本市の農業は、土壌及び気象条件などから、稲作などの栽培に適さない地域であることから、酪農・肉用牛生産がその主体をなしており今後ともこの農業を中心とした展開を図らなければ、当市の農業発展は考えられないものです。そのような状況下で担い手の高齢化や労働力不足などの課題の顕在化や、近年では輸入穀物価格の高騰による生産コストの上昇など生産環境は厳しいものとなっており、自給飼料基盤や経営体質の強化、さらには経営支援組織等を含む多様な担い手の育成などが課題となっています。

こうしたなか、本市の酪農・肉用牛生産の持続的な発展のため、高品質な和牛生産を図るとともに、畜産物に係る安全・安心の確保等それぞれ施策や取組を展開し、多様化する消費者ニーズに応えていくことで、国際化の進展に対応し得る酪農肉用牛生産の確立を図ります。

2. 酪農及び肉用牛生産の競争力の強化

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減【人の視点】

担い手の確保や支援組織の活用により労働負担を軽減し、生産基盤の強化のため、以下の取組を推進します。

- ① 労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や営農支援整備、低コスト生産につながる基本技術の徹底など、生産性 向上とゆとりある畜産経営を実現する取組を推進します。
- ② 酪農ヘルパーやコントラクター、公共牧場を活用し、労働負担の軽減や作業の効率化を図り、自給飼料の安定生産を推進します。
- ③ 自動給餌機などの導入による作業の省力化を図り、労働生産性を高めることを推進します。
- ④ 担い手の高齢化などが課題となっているため、関係機関と連携を図り、次代の酪農及び肉用牛生産の担い手をを 育成・確保し、円滑な経営継承を推進します。
- ⑤ 放牧利用を取り入れた生産体系を図ることにより、新規就農時における課題となる高額な初期投資の抑制、飼料 生産・給与や排泄物処理等の省力化や低コスト化などのゆとりある経営を期待できることから、高度な放牧技術 の普及を推進します。
- (2) 乳牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応【牛の視点】

家畜改良、家畜伝染病対策等による飼養頭数の減少対策として、以下の取組を推進します。

- ① 酪農については、牛群検定の推進と検定情報の活用による飼養・繁殖管理の徹底をし、乳用牛の供用期間の延長、 受胎率の向上、分娩間隔の短縮、子牛事故率の低下、代謝異常の予防などを関係機関と連携して行い、乳牛の能力を最大限に発揮させ、生乳の生産量の増加を図ります。
 - 肉用牛生産については、飼養管理の改善による繁殖雌牛の初産分娩月齢の早期化や分娩間隔の短縮、繁殖雌牛の 供用期間の適正化を図ることで、効率的な肉用牛生産を推進します。
- ② 酪農経営の収支解消のために個体販売している実態を改善するため、乳用牛の導入(市場での取得)・保留(繁殖牛として残すこと)について支援し、安定した生乳生産を推進します。
- ③ 優良繁殖用肉牛の導入・保留による牛群整備を支援することにより、繁殖基盤の確保と肉用牛生産の拡大を推進します。
- (3) 自給飼料生産の確立【飼料の視点】

資源循環型で環境と調和のとれた酪農・肉用牛生産を推進するため、自給飼料基盤に立脚した畜産経営を育成することが重要であり、以下の取組を推進します。

① 牧草の優良品種を用いた計画的な草地整備改良による植生改善をはじめ、簡易更新の推進、コントラクター等の 飼料生産組織の活用など、草地基盤をフル活用した良質で低コストな粗飼料の生産・利用を推進します。

- ② 自給濃厚飼料の生産・利用を推進するとともに、家畜排せつ物などの有機質資源の有効利用を推進します。
- ③ 公共牧場の利用を推進し、恵まれた自給飼料基盤を最大限活用することにより、自給粗飼料利用率の向上を推進します。

3. 畜産経営の収益力の強化

①良質飼料の利用向上による生産費の低減

草地の植生改善により、栄養価に優れる良質自給飼料の生産に取り組み、飼料の有効活用を図り生産費の低減を推進します。

②飼養管理技術等の改善による生産性と生産物の付加価値の向上

関係機関と連携しながら、適正な繁殖・飼養管理の実施、技術の向上を図り、繁殖性や産肉能力の向上などを基本とした改良や優良繁殖雌牛の保留(繁殖牛として残すこと)を推進し、効率的な肉用牛生産を推進します。また、品質の差別化を図るため、地域の特性を生かした付加価値を高める取り組みを推進します。

③生産基盤強化による生産量の増加

省力化機械の導入等に取り組むとともに、計画的な設備投資を行うなど、生産基盤強化を推進します。

4. 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保やニーズを踏まえた生産・供給の促進

需要に応じた安心・安全な畜産物の安定供給に努めるため、乳質改善への取組みや畜産物の需要拡大を図るための取り組みを推進します。

Ⅱ 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

	工/工//	0 10 1 1 12	小氏の気がフト	7 1/31							
			現在	(平成25年				目標	(平成37年	丰度)	
地域名	地域 の範囲	総頭数	成牛頭数	経産牛 頭数	経産牛1 頭当たり 年間搾乳 量	生乳 生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛 頭数	経産牛1 頭当たり 年間搾乳 量	生乳 生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
苫小牧市	苫小牧市	834	556	506	7, 666	3, 879	841	561	510	7, 708	3, 931
合計		834	556	506	7, 666	3, 879	841	561	510	7, 708	3, 931

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 - 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 - 3. 「目標」欄には、平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

				現る	生(平成	25年月)					目	標(平成	37年月	变)		
地域名	地域の	中田生			用種			乳用種等		中 田 #			用種			乳用種等	È
地域有	範囲	肉用牛 総頭数	繁殖雌 牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	肉用牛 総頭数	繁殖雌 牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
苫小牧市	苫小牧市	260	178	59	0	237	0	23	23	293	201	64	0	265	0	28	28
合計		260	178	59	0	237	0	23	23	293	201	64	0	265	0	28	28

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 - 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 - 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

単一経営

			経営	概要										生産	E性指標								
1-27				飼養形態	ag.		牛					飼料						J					
方式名 (特徴とな る取組の概 要)	経営形態	経産牛頭数	飼養 方式	外部化	給与 方式	放牧 利用 (放田 地積)	経産牛 1頭当た り 乳量	更新産次	作付体 系及び 単収	作付べ積 ※放用を が利用を	外部化 (種 類)	購入国 産飼料 (種 類)	飼料自 給率 (国産 飼料)	粗飼料 給与率	経営内 堆肥 利用割合	生産コスト 生乳1kg当た り費用合計 (現状平均 規模との比 較)	経産牛 1 頭当	労働 総労働時 間(従事働 の労働 間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる 従事者 1 たり所 得	備考
スタンチョン 6 0 頭	家族経営	頭 60	ST	ヘルパー公共牧場	分離給与	(ha) 舎飼	kg 7, 708	産次 4	kg チモシー 主体	ha 46	なし	-	% 77	, -		円 (%) 65	hr 68	hr 4,000 (2,000)	万円 4,580	万円 3,600	万円 980	万円 520	
フリーストー ル 120頭	家族経営	120	FM	ヘルパー	分離給与	舎飼	7, 708	4	チモシー主体	80	なし	-	70	70	10	72	42	5, 083 (2, 000)	11, 220	9, 970	1, 250	660	

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 - 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 - 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

(1) N			経営	概要											2	生産性指	標								
-L				飼養形態	a a			£	‡					飼料						,	Λ.				
方式名 (特徴とな る取組の概	4 224					+-6= 11-6=						作付				<u> </u>		生産コスト		労働		経	営		/++: -+z.
る取組の概要)	経営形態	飼養頭数	飼養 方式	外部化	給与 方式	放料 利放用 (放面 積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体 系及び 単収	延 重 後 数 利 用 を か か か か か か か か か か か か か か か か か か	外部化 (種類)	購入国 産飼料 (種 類)	飼料自 給率 (国産 飼料)	粗飼料 給与率	経営内 堆肥 利用割合	子牛1頭当た り費用合計 (現状平均 規模との比 較)	子 明 り 制 間 間	総労働時 間(主を るの労働時 間)	粗収入	経営費	農業所得	土たる	備考
		頭				(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	割	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
I 肉専用 種繁殖経営 (複合)	家族 経営 複合	繁殖 10	牛房 群飼	-	分離給与	0	12. 5	24. 0	去勢 8.0 雌 8.0	去勢 253 雌 235	チモシー 主体	8	-	-	85	80	10	375, 562	52	772	477	355	122	200	
Ⅱ 肉専用 種繁殖経営 (複合)	家族 経営 複合	繁殖 50	牛房 群飼	-	分離給与	0	12. 5	24. 0	去勢 8.0 雌 8.0	去勢 253 雌 235	チモシー 主体	24	_	-	85	80	10	353, 791	49	1, 188	955	727	288	500	

(2) 肉牛用 (肥育・一貫) 経営

(2) 11			概要											生産性	指標								-	
+++		1	飼養形態	9			牛						飼料						,	人				
クス名(特徴とな											作付						生産コスト	2	労働		経	営		tite de
方式名 (特徴となる る取組の概 要)	経営形態	飼養頭数	飼養 方式	給与 方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1 日 当たり 増体量	作付体 系及び 単収	延 面放 利 含 ※ 利 含	外部化 (種類)	購入国 産飼料 (種 類)	飼料自 給率 (国産 飼料)	粗飼料 給与率	堆肥	肥育牛1頭当 たり費用合 計(現状平 均規模との 比較)	牛1頭 当た労 飼時間	総労働時 間(事者 の労働時 間)	粗収入	経営費	農業所得	主 注 ま ま ま よ り に 得	備考
		頭			ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha			%	%	割	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
VI 肉専用種 一貫経営	法人	繁殖 50 肥育 190	牛房 群飼	分離給与	去勢 9.5 雌 10.2	去勢 28.9 雌 30.6	去勢 19.4 雌 20.4	去勢 696 雌 608	去勢 0.7 雌 0.6	混播 主体	10	_	-	85	80	10	346, 567	35	3, 245 (2, 000)	7, 932	7, 562	370	400	

⁽注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

^{2. 「}肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構告

(1)		COUNTY DIVINE	170				
					乳牛	頭数	1戸当たり平
地区域	名	①総農家戸数	②飼養農家戸 数	2/1	③総数	④うち成牛 頭数	均飼養頭数 ③/②
		戸	戸	%	頭	頭	頭
# .I. #k-+	現在	51	10	20	834	556	83.4
苫小牧市	目標		10 ()		841	561	84. 1
A =1	現在	51	10	20	834	556	83. 4
合計	目標		10 ()		841	561	84. 1

(注) 「飼養農家戸数」欄の() には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

酪農経営においては、今後とも需要に見合った計画的な生乳生産と飼養頭数の確保が必要であることから、ゆとりある経営を確立するため、酪農ヘルパーの利用を推進するとともに、資金力、経営規模に適合した搾乳ロボットなどの新たな生産方式の導入による省力化により飼養規模の維持・拡大を図ります。

また、乳検情報の有効活用による経営内容の点検・把握・分析を行い適切な飼養管理を推進するとともに、雌雄判別精液の活用により、必要な乳牛頭数の確保を図ります。さらには、農用地の利用集積など飼料基盤の拡充を図り、良質な自給飼料生産の推進、公共牧場などの利用促進など、飼料自給率の向上と生産コストの低減に努めます。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

(1)		47.14		2	2/1				肉用牛魚	司養頭数			
	地域	名	総農家数	飼養農家 戸数	0, 0	総数		肉専	用種			乳用種等	
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専	苫小	現在	戸 51	8	% 16	頭 201	頭 178	頭 178	頭 0	頭 0	頭 23	頭 0	頭 23
用	牧市	目標		8		229	201	201	0	0	28	0	28
種繁殖経営	合計	現在	51	8	16	201	178	178	0	0	23	0	23
営	計	目標		8		229	201	201	0	0	28	0	28
肉	苫小	現在	51	1	2	59	59		59				
専用種	牧市	目標		1 ()		64	64	()	64				
肥育経営	合計	現在	51	1	2	59	59		59				
営	計	目標		1 ()		64	64	()	64				
	·] 	現在				260	237	178	59	0	23	0	23
	合計 -	目標				293	265	201	64	0	28	0	28

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

飼養管理技術の向上、地域の飼料資源等の活用や品種特性を活かした肉用牛生産の推進、生産技術の改善等の取組を推進します。

ア 肉専用種繁殖経営

所得の確保・増大に向け、耕種・酪農との複合経営の育成と生産効率の改善を図り、肉専用種の生産を推進します。

イ 肉専用種肥育経営

育種改良や肥育技術の向上により、肉質の斉一性と肉量の確保を図り、自動給餌機などを活用した営農システムの構築による省力化と規模拡大を推進します。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

_	即作り日和平	<u> </u>		
			現在	目標(平成37年度)
	台 料 白 公 玄	乳用牛	68%	75%
	飼料自給率	肉用牛	75%	85%
	飼料作物の作作	力延べ面積	468ha	468ha

2 具体的措置

- ・効率的な土地利用を図るため、離農跡地などの農地流動化施策を活用し、担い手農家等への 団地の集約化を推進します。なお、事業の推進にあたっては、農業委員会を中心として、 市、農協、地域農業集団との連携のもと、地域の実態に即した土地利用の集積を図ります。
- ・生産コストの低減と労働力軽減を図るため、公共牧場などの利用を促進します。
- ・問題への適切な対応を図るため、良質自給飼料の増産と自給飼料に立脚した酪農・畜産経営 の育成を推進します。

また、良質で低コストな自給飼料の確保を図るため、計画的な草地の整備改良や草地の適期 更新を推進するとともに、優良草種・品種の普及や利用技術の実証などによる栽培管理技術 の高水準化に努力します。 Ⅵ 牛乳の牛産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流涌の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳流通の安定とコスト低減を図るため、地域の生乳生産量や処理量に対応した集送乳体制の整備と併せて、集 乳体制に見合った適正要容量のバルククーラーの設置等、施設の整備を促進します。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

				現在(平成	25年度)					目標(平成	37年度)		
	区分									出荷			
E.		出荷頭数		道内				出荷頭数		道内			
区域名		山 何 頭数 ①	食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他	道外	2/1	山 何 政	食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他	道外	2/1
		頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%
苫小	肉専用種	36	36	0	0	0	100	50	50	0	0	0	100
牧市	乳用種												
111	交雑種												
								-					
合	肉専用種	36	36	0	0	0	100	50	50	0	0	0	100
合計	乳用種												
	交雑種												

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

輸入食肉に対抗できる道産食肉の生産・流通コストを図り適切な動向把握しその情報を踏まえ、安定的な生産を行うとともに付加価値 の向上を図るため、食肉処理施設等の利用を進めます。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

- (1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
 - ・就農者等支援事業などの本市の支援措置により、新規就農者や経営継承者の経費的な負担を軽減し、離農農家の経営資源の円滑な継承 を促進します
 - ・公共牧場の活用により、ワークライフバランスを実現し、労働負担の軽減を推進します。 ・その他、第1の2の(1)担い手の育成と労働負担の軽減【人の視点】において記載。
- (2) その他必要な事項
 - ・畜産生産基盤の強化と収益力の向上を図るため、関係機関と連携し、現状と課題の分析を行い、地域全体の収益性を向上させる継続的 な取組を関係者が一体となって推進します。